

厚生年金保険等の被保険者資格取得等届（就職届）

年金証書番号	5	1	2	-	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7
氏名	年金 太郎													

現在、就職等により厚生年金保険等の被保険者（下記勤務等の区分）となっている方は、1に○印をし、（1）～（5）について記入してください。
 その他の方は、2に○をつけてください。

<input checked="" type="radio"/> 1 厚生年金保険等の被保険者等（下記勤務等の区分）となっている方 <input type="radio"/> 2 その他の方（会社等に就職していない方や、臨時雇（パートタイマー）等で厚生年金保険の保険料を払っていない方）	
(1) 勤務等の区分 <small>〔2または3に○をされた方は（5）の項目を記入願います。4または5とされた方は、「標準報酬月額等届」を提出していただくこととなります。〕</small>	1 NTT企業年金基金の適用会社 2 JR、JT及びJR、JTの指定法人であった会社 <input checked="" type="radio"/> 3 上記以外の厚生年金保険の適用事業所 4 国、地方の議会議員 5 国、地方の公務員および私立学校教職員（共済組合加入）
(2) 就職等年月日	平成 21 年 10 月 1 日
(3) 勤務先等の住所	所在地 長野県長野市新田町○-○ 名称 ○○株式会社
(4) 事業主等の証明	上記のとおり厚生年金保険等の被保険者資格を取得したことを証明します。 証明者 ○○株式会社 総務部 長野一郎 長野 電話番号 (026) 225 - 0000
(5) 標準報酬等の情報取得に関する同意	退職共済年金等の一部支給停止額の計算のため、NTT企業年金基金が社会保険庁から「標準報酬月額」及び「標準賞与額」等の情報提供を受けることについて、同意されますか。 <input checked="" type="radio"/> 1 同意する。 <input type="radio"/> 2 同意しない。 <small>（同意されない場合、標準報酬等の改定のつど「標準報酬月額等届」の提出が必要になります。）</small>

上記のとおり届出ます。

平成 21 年 10 月 10 日
 (〒 380 - 8511)

届出者 住所 長野県 長野市 七瀬中町 161-1

氏名 年金 太郎 年金 電話 (026) 225 - 3507

標準報酬等の情報取得に関するお願いについて

退職共済年金及び障害共済年金を受給されている方が厚生年金保険等の被保険者となった場合に年金の一部が支給停止となる制度は、総収入月額相当額（標準報酬月額とその月以前1年間の標準期末手当等の額の12分の1の額）を基に計算されますが、そのための手続きとして、原則、標準報酬月額及び賞与の額が変更になるつど「標準報酬月額等届」を給与支払者の証明を受けて提出していただく必要があります。

しかしながら、標準報酬月額及び賞与の額が変更になるつど「標準報酬月額等届」を提出していただくのでは、年金を受給されている方及び当基金にとって大変煩雑な手続きとなってしまいます。

そこで、当基金では、手続きの簡略化及び事務処理の効率化の観点から、厚生年金の被保険者となった方については、「標準報酬月額等届」を提出していただくらずに、当基金において社会保険庁から標準報酬等の情報を取得し、確認した内容に基づいて支給停止の処理を行いたいと考えています。

当基金がこの処理を行うためには、事前に受給者ご本人の同意をいただくことになっております。

同意をいただいた方については、「標準報酬月額等届」の提出は不要となります。

つきましては、本趣旨をご理解のうえ「厚生年金保険等の被保険者資格取得届」の(5)の標準報酬等の情報取得に関する同意欄の「1 同意する。」に○をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

厚生年金保険等の被保険者資格取得等届（就職届）

年金証書番号				—																
氏名																				

現在、就職等により厚生年金保険等の被保険者（下記勤務等の区分）となっている方は、1に○印をし、（1）～（5）について記入してください。
 その他の方は、2に○をつけてください。

1 厚生年金保険等の被保険者等（下記勤務等の区分）となっている方 2 その他の方（会社等に就職していない方や、臨時雇（パートタイマー）等で厚生年金保険の保険料を払っていない方）	
(1) 勤務等の区分 （2または3に○をされた方は（5）の項目を記入願います。 4または5とされた方は、「標準報酬月額等届」を提出していただくこととなります。	1 NTT企業年金基金の適用会社 2 JR、JT及びJR、JTの指定法人であった会社 3 上記以外の厚生年金保険の適用事業所 4 国、地方の議会議員 5 国、地方の公務員および私立学校教職員（共済組合加入）
(2) 就職等年月日	平成 年 月 日
(3) 勤務先等の住所	所在地 名称
(4) 事業主等の証明	上記のとおり厚生年金保険等の被保険者資格を取得したことを証明します。 証明者 _____ 印 電話番号（ ） —
(5) 標準報酬等の情報取得に関する同意	退職共済年金等の一部支給停止額の計算のため、NTT企業年金基金が社会保険庁から「標準報酬月額」及び「標準賞与額」等の情報提供を受けることについて、同意されますか。 1 同意する。 2 同意しない。 （同意されない場合、標準報酬等の改定のつど「標準報酬月額等届」の提出が必要となります。）

上記のとおり届出ます。

平成 年 月 日
 (〒 —)

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 電話 () —

標準報酬等の情報取得に関するお願いについて

退職共済年金及び障害共済年金を受給されている方が厚生年金保険等の被保険者となった場合に年金の一部が支給停止となる制度は、総収入月額相当額（標準報酬月額とその月以前1年間の標準期末手当等の額の12分の1の額）を基に計算されますが、そのための手続きとして、原則、標準報酬月額及び賞与の額が変更になるつど「標準報酬月額等届」を給与支払者の証明を受けて提出していただく必要があります。

しかしながら、標準報酬月額及び賞与の額が変更になるつど「標準報酬月額等届」を提出していただくのでは、年金を受給されている方及び当基金にとって大変煩雑な手続きとなってしまいます。

そこで、当基金では、手続きの簡略化及び事務処理の効率化の観点から、厚生年金の被保険者となった方については、「標準報酬月額等届」を提出していただくらずに、当基金において社会保険庁から標準報酬等の情報を取得し、確認した内容に基づいて支給停止の処理を行いたいと考えています。

当基金がこの処理を行うためには、事前に受給者ご本人の同意をいただくことになっております。

同意をいただいた方については、「標準報酬月額等届」の提出は不要となります。

つきましては、本趣旨をご理解のうえ「厚生年金保険等の被保険者資格取得届」の(5)の標準報酬等の情報取得に関する同意欄の「1 同意する。」に○をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。